

第6回研究開発法人における業務運営の課題に関する検討会

(検討概要)

1. 日時 令和元年9月25日(水) 15:05~17:05
2. 場所 内閣府 合同庁舎第8号館6階632A会議室
3. 出席者 有川博委員(愛国学園大学)、尾道一哉委員(味の素株式会社)
檜谷隆夫委員(公認会計士・税理士)、小林直人委員(早稲田大学)
十時審議官、渡辺参事官(以上、内閣府)
吉開政策立案総括審議官、神谷管理官(以上、総務省)
狩野経理部長、橋本調達室長(以上、産業技術総合研究所)

4. 検討概要

前回の検討会での指摘を踏まえ、産業技術総合研究所(以下「産総研」という。)における特例随意契約(以下「特例随契」という。)の運用状況の確認を行った後、今後の検討の進め方とガバナンス強化等措置及び特例随契適用条件に係る要改善点について検討した。

今回の検討の中で出された以下の指摘も踏まえ、次回以降引き続き検討することとなった。

- ガバナンス強化等措置及び特例随契適用条件が漏れなく法人の規程に落とし込まれていないといけない。また、様々な規程に分散していると、実務担当者が十分に理解できない恐れがあるため、そこは、マニュアル等でうまく補うようにしてほしい。
- 特例随契の公開見積競争で一者見積りが大部分を占めると、競争入札における一者応札の問題を繰り返すことになるので、公開見積競争が形骸化しないように、一者見積りの原因分析や改善に取り組んでもらいたい。
- 競争性及び透明性の確保のためには、特例随契の実績を適切に公表することで牽制効果を働かせるべき。
- 特例随契は、競争性及び透明性を確保しつつ、研究開発を促進するための制度であるということがアピールできれば、上限額の引き上げ等の制度改正に抵抗はないと思われる。

以上